

自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示の違反状況(愛知)

(平成26年1月～12月)

区分	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
				総拘束時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
旅客自動車 運送事業	ハイヤー タクシー	14 (100.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	バス	7 (100.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)
	その他 旅客	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	22 (100.0)	6 (27.3)	4 (18.2)	2 (9.1)	2 (9.1)	0 (0.0)	1 (4.5)	0 (0.0)
貨物自動車 運送事業	一般貨物	161 (100.0)	86 (53.4)	56 (34.8)	68 (42.2)	41 (25.5)	9 (5.6)	39 (24.2)	4 (2.5)
	特定貨物	10 (100.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
	貨物軽 自動車	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他 道路貨物	3 (100.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)
	小計	175 (100.0)	95 (54.3)	61 (34.9)	74 (42.3)	42 (24.0)	12 (6.9)	42 (24.0)	4 (2.3)
合計	197 (100.0)	101 (51.3)	65 (33.0)	76 (38.6)	44 (22.3)	12 (6.1)	43 (21.8)	4 (2.0)	

(注)1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場である。

2 「主要違反条項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。

3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。